

第6期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
に関する審査特別委員会会議録

平成27年2月17日（火曜日）

◎出席委員（12名）

委員長	榊原深雪君	副委員長	熊澤芳潔君
1番	高橋秀樹君	2番	星孝道君
4番	木村明雄君	5番	高道洋子君
6番	前田秀夫君	7番	田利正文君
9番	井脇昌美君	10番	後藤次雄君
11番	川上初太郎君	12番	島田政典君

◎欠席委員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長 安久津勝彦君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
福祉課長	櫻井光雄君
福祉課保健福祉室長	川島英明君
福祉課総合支援相談室長	保多紀江君
福祉課介護保険担当主査	林俊英君
福祉課高齢者福祉担当主査	赤間恵一君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大野雅司君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	児玉壮生君

午前 11 時 43 分 開会

◎ 開会宣告

○事務局長（大野雅司君） 委員長が互選されるまでの間は、総合条例第 115 条第 2 項の規定により、年長の委員であります後藤次雄委員が、その職務に当たりますので、御紹介申し上げます。

○臨時委員長（後藤次雄君） これより「第 6 期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会」を開きます。

委員長が決まるまで、私が議事を進めさせていただきます。

◎ 委員長等互選

○臨時委員長（後藤次雄君） 委員長の互選を行います。

いかなうな方法で決めますか。

（指名推選の声あり）

○臨時委員長（後藤次雄君） 指名推選の声がありますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時委員長（後藤次雄君） 異議がないので、指名推選といたします。

委員長の推選をお願いします。

榊原委員との発言がありますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時委員長（後藤次雄君） 異議なしと認め、榊原委員を委員長とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 44 分 休憩

午前 11 時 45 分 再開

○委員長（榊原深雪君） 休憩を閉じ、委員会を再開します。

これから副委員長の互選を行います。

いかなうな方法で決めますか。

（「委員長指名」の声あり）

○委員長（榊原深雪君） 委員長指名の発言がありましたが、これに御異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榊原深雪君） 異議なしと認め、私のほうから指名することにします。

熊澤委員を指名いたします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榊原深雪君） 異議がないので、熊澤委員が副委員長に決定しました。

次に、本委員会の開催時期について、お諮りいたします。

本委員会の開催時期は、本日、1 日間と決定させていただきたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榊原深雪君） 異議なしと認め、本委員会の開催時期は、本日、1 日間と決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 46 分 休憩

午後 2 時 05 分 再開

○委員長（榊原深雪君） 休憩を閉じ、委員会を再開します。

これより議事に入ります。

本特別委員会に付託されました議案第 1 号第 6 期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 27 年度～平成 29 年度）についての件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明がありましたので、これから質疑に入ります。

質疑の方法については、各章ごとに受けることといたします。

1 総論 第 1 章 計画の考え方について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

9 番 井脇委員。

○9 番（井脇昌美君） 計画の策定ということに触れたいと思うのですが、示されたように、高齢化率が正直言って、私、36 を超えていると思っていなかったのです。恥ずかしい本当に勉強不足なもので、この数字示されて、ああ、びっくりしたところでもあ

るのです。

また、逆に言うと給付金がいろんな面で削減されていると。今回も行政報告で示されたように800円増額されて、5,750円ということで、この管内でも、いわば負担というものがもう上位ということで、あるのはいがめないところでないかと思うのです。そこで最後にはやむを得ないという判断、借入金の千数百万円という金額が、これがやむを得ないということで縮めてあるのですけれども、非常にこの高額な中に私は、サービスも充実しているし、内容もしっかりやっぱりされていると思うのです。右を立てれば左が立たないというようなもので、それもわかっていながらも質問しているのですけれども、当然、生活景気のニーズの調査されて、これも参考にされた案だと思うのです。

ただ、私は、今回はこれで本当に苦慮の中で決められたと。これから先、これは第6期ですけれども、先々行き当たりばったりでまた策定案としてやらなくてはいけないのか、この運営を7期以降どういうふうな考えで今回このやつを、800円の増額ということで縮めている。やむを得ない判断としたということで、当事業をこれ以降どう考えておられるのか、ちょっとその辺を説明いただきたいと思います。

○委員長（榊原深雪君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

今回、先ほど説明をさせていただきました団塊の世代が、これからほとんど65歳を迎えていって2025年度、今後、10年後には、その団塊の世代の方が皆さん75歳以上になっていきますと。そういった場合のシミュレーションとして10年後でいきますと、8,000円を超える年間の部分でいきますと、10万円を超える保険料になってしまうということで、先ほど御説明を申しあげました。そういった部分で、これからどんどんふえていきますから、介護保険料も上げていかなないと賄っていけない、そういった状況

を迎えるのは間違いないわけです。

ただ、それをどうやって持続可能なこの介護保険制度として維持させていくのかといえば、先ほど御説明をさせていただきましたけれども、やはり、施設介護サービスから在宅介護サービスのほうにシフトを変えていきながら、そこを充実化させていく。在宅生活で少しでも在宅生活をしていけられる体制を持続させていくことによって、強化していくことによって介護保険料の抑制にもなるのかなど、そういうふうに思っているところでございます。

そういった意味で、今回、役場北側に、今、建設している生活支援長屋、小規模グループホームも含めて、ここをどうやって連携をさせていくか。医療と介護の連携を強化させていきたいなど、そういうふうに思っているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（榊原深雪君） 9番 井脇委員。

○9番（井脇昌美君） わかるのです。

ない袖は振れないわけで、低所得者の中にもやはり多少の粗食には頑張れると。何とかおかずの1食や2食を抜いてもいられると。寒さも多少は上着1枚羽織ってでも、ただ、この最小限度のいわば基準の月額料金が、それだけきちっと所得制には負担率はなっていますけど、それにしてもちょっと先を考えると、値上げしかもうないよということになると、本当に弱者にとってはこんな不安なこと、私、ないと思うのです。この基準価格がどうしても120万円以下だったかな、それと、非課税とかいろんなあれはあったのですけれども、そういうので負担率はきちっと計算はしてくれているのですけれども、最小限度のない人にはやっぱりどうしようもないわけですよ。その辺も今後しっかりと、特に弱者に向けては考えていっていただきたい。やむを得ないではなくて、もちろんその裏にはサービスの充実、何の充実って、これはもう要求されるでしょうし、いろんなことで当

たり前と思われまじけれども、その辺をしつかりと、むしろ一番大事な本線として考えを持って今後いただきたいと思うのですけれども、その辺どうですか。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） 御答弁申し上げます。

先ほども御説明をさせていただきましたけれども、68ページに所得段階別の保険料というのを設定をさせていただいています。表21-1という部分で、所得段階に応じて保険料の軽減措置をつくらせていただいております。

実は、国でもこの介護保険料の負担額、限度にきているという部分あって、当初は、その所得税を8%から10%に上げる、消費税ですね、消費税を8%から10%に引き上げるこの財源を、低所得者の保険料の軽減にしていけますよということにして制度設計されていたのです。それが軽減、その消費税の引き上げが延長になったということで、27年と28年度においては、こういった所得段階別の料金になるのだけれども、本当は当初の制度設計では、次のページにありますけれども、消費税が引き上げたときの平成29年度の月額でいきますと、この表21-2になるということでありました。

私どももこの部分で制度設計をしていったときに、今回、介護保険料5,750円に引き上げたとしても、例えば、この第1段階の人でいけば今までより750円、逆に保険料が下がるのだと。あるいは第2段階の人でも242円下がるのだと。今現在の介護保険料より下がるのだという制度設計だったわけです。それが消費税の引き上げが延期されたということで、財源がないということもあって、国ではそこを先送りにしてしまったということで、低所得者の方にはちょっと負担が、これからの2年かかるというのが現状であります。当然、7期以降については、こういった財源、消費税の引き上げ財源をもとに、きちっと国の段階において軽減措置がされるも

のというふうに、私どもも思っているところがございますので御理解をお願いします。

○委員長（榊原深雪君） 他に、質疑はありませんか。

5番 高道委員。

○5番（高道洋子君） 今、委員長のほうから総論、各論計画、別にとのお話があったのですけれども、私の質問どこへ入るかちょっと分からないのですけれども、最後、総括とかあるんですか、総括質問とか。

○委員長（榊原深雪君） あります。最後に総括ありますが。

○5番（高道洋子君） そうしたら、そこです。

○委員長（榊原深雪君） そうですか。

○5番（高道洋子君） 今でもいいですかね。委員長、さばいてください。それは総括のほうがいいとか。

まず、足寄町は、午前中、福祉課長のすごく厚い百何十ページにも及ぶこの冊子の説明がございました。それで、本当にめったに読む機会がないのですけれども、少しサービス体制が足寄町もわかったような気がいたします。

また別に、足寄町は1人当たりの介護の給付費が、管内一高いということもお聞きしておりましたけれども、これは給付費が高いということは、施設とか人的なものも含めて、介護サービスの充実が図られているということでもあるし、しかし、また反面、高齢化の町、足寄町にあつては介護認定者がどんどんふえて、多いのかなということもうかがえると思います。

そして、そこで先ほどの課長の説明を聞きまして思いましたことは、やはり、これはいろんな対策や施設やら介護してくれる人的、人材をふやすこともいろいろあるかと思っておりますけれども、これは若い人ですね、若い人も含めたところの町民全体が健康予防ですか、健康の予防対策。それと、介護予防ですね、介護予防のその両面がやっぱり前々からも言われていましたけれども、やっぱり必要な

だということが感じました。

そこで、この健康予防と介護予防に関する現状と対策。このページのどこかにあるのかもしれませんがけれども、簡単にこういう現状で、対策はこのようにしているということをお聞かせ願いたいのですが。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、川島室長。

○福祉課保険福祉室長（川島英明君） お答えいたします。

健康づくりについての御質問かと思われませんが、将来的に介護のお世話にならないで健康で元気に暮らせることというのは、町民の方、誰しもが願いであるというふうに考えてございます。そのためには若いときから病気になるためのその予防対策ですとか、健康づくり、これが非常に重要ではないかなと考えております。

健康づくりと生活習慣についてでございますが、これは非常に密接な関係があると言われておりまして、足寄町でも健康づくり計画というものを、第2次なのですけれども、現在、策定しております。その中でも生活習慣を変えるということで、生活習慣病を予防して健康寿命を延伸するということが非常に重要であるということで、そこを目指しているところであります。

具体的に、生活習慣病と言われるものについては、例えば、糖尿病ですとか、高脂血症、あと、高尿酸血症等の発症ですとか、重症化予防ということを目的として特定健診の受診率向上に努めているほか、各種検診と言われていきますががん検診ですとか、そういった検診を積極的に受診していただけるように、現在、啓発のほうを努めてございまして、あわせてその結果の説明ですとか、改善等の保健指導というものも行っているところであります。

生活習慣病の予防ですとか、要介護状態になることを防いで健康寿命を延伸するためには、日頃からのやはり運動ですとか、栄養バランスもそうなのですけれども、そういった取り組みも必要ではないかなというふ

うに考えておりまして、足寄町では、現在、高齢者の方々は、例えば、体育協会の加盟団体、パークゴルフですとか、カローリングですとかいろいろあるのですが、そういった活動ですとか、自主サークル、ノルディックウォーキングですとか、エアロビですとか、そういった活動がされております。

福祉課のほうでも健康サポーター「いきいき」というものがございまして、そういった組織を活用させていただいて、今現在、この会員は33名いるのですが、こういった地域の保健活動を効果的に推進するために、一人一人が健康に対する自助努力とあわせて地域社会でも、そういう組織的なものが必要ではないかということで、現在、そことの連携を図りながら進めているところです。やはり、健康というのはなかなか普段我々も忙しくて真剣に考えることはできないのですが、やはり、個人で続ける運動だとか、そういった非常に難しく、やはり、そういう団体ですとか、そういった部分の声かけというのが必要ではないかなというふうに考えております。

今、申し上げた健康サポーターいきいきというこういった組織なのですけれども、そこからも波及して違う自主的な運動サークルも立ち上げておりまして、そこには一般町民の方も参加されているということで、少しずつ町民の方にそういった意識、また、活動が普及されてきつつあるのではないかなというふうに考えております。

ただ、まだまだ不足の部分がありまして、やはり、健康に対するきっかけづくりをやっていく必要があるということで、そのほかにも足寄町内に、例として、すこやかロードというのがございます。このすこやかロードというのをあまり認知されていないのですが、今年、この3コースをウォーキングをしていたということで、町内の自主的なサークルとか、そういった部分と連携を図りながら、また、教育委員会との間でもお話をさせていただいているのですが、27年度に向けてそういった活動もしていきたいなというふ

うに考えておりました、いずれにしても今後も健康づくりが将来的な介護、要介護者ですとか、そういった部分に非常に密接に結びつくということで、引き続きこういった活動を積極的に取り組んでいきたいなというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（榊原深雪君） よろしいですか。

高道委員に申し上げます。これは第2章のほうに入っていると思しますので、質問の趣旨を最初に申し入れていただければ幸いかなと思います。

5番 高道委員。

○5番（高道洋子君） わかりました。

サポーターいきいきの団体とか、いろんなきっかけづくりをしているということで、現状はわかりましたけれども、今の健康問題ですけれども、この要介護者に対する防止対策についてはいかがでしょうか。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、保多室長。

○福祉課総合支援相談室長（保多紀江君）

それでは、要支援とか、要介護ですね、そちらのほうの介護予防のほうについて御説明をさせていただきます。

生活機能の維持とか、向上を図って在宅でいつまでも暮らせるというのは、非常に皆さんの願いかなと思っておりますけれども、それに向けては、まず、元気な一般の高齢者を対象とした介護予防事業を現在、行っておりまして、そちらの内容といたしましては、老人クラブや各団体へ出向きまして健康教室、それと、運動教室などを開催させていただいております。また、26年4月より役場の北側にできた地域支え合いセンターで、地域交流施設において介護予防事業を行っていただいておりますので、そちらのほうと連携しながら運動、それと、口腔などの健康に対する介護予防教室等を開催させていただいております。

次に、要介護までいかない少し障害というかお持ちになったような高齢者の方につきま

しては、二次予防という形でちょっとデイサービスに近いような形で運動ですね、機能回復をするようなデイサービス事業ですとか、そういうほうへおつなぎして機能回復訓練を図っていただくということをしております。また、残念ながら要介護とか、要支援とかのような認定を受けてしまったような方につきましては、特に予防につきましては、町のほうで予防プランをつくりましてデイサービス、それと、訪問介護等をしていただいて生活の維持というものを図るようにしていただいております。

今後につきましては、市町村事業に予防事業等が移行されるということもありますので、そういう介護事業者ですとか、地域、それとかボランティアの方とか、そういう方で生活を支援していくような形の事業へ移行するというところで、今、これから準備を進めていくところですが、現在の予防事業とかに関していきますと、特にお年寄りでは足の問題ですとか、交通機関ですね、それで自分で来れないというお年寄りもいらっしゃいますし、あとは、そういうところに参加することをあまり希望されない方とか、閉じこもりですね、そういうふうなお年寄りもいらっしゃいますので、これからそのような方への動機づけですとか、今はコミバスとかも走っていますので、そういうものを活用してぜひ外に出て、そのような介護予防をしていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（榊原深雪君） よろしいですか。

5番 高道委員。

○5番（高道洋子君） わかりました。

私が、今、お聞きしたのは、健康予防と介護予防ということで、その両方が要介護者や認知者を出さないためには、もう絶対的にこれから必要だと思うから聞いたわけでございますが、ここで、このいろんなさまざまな福祉課を初め教育委員会でもそういう体操とか、運動とか、そういう健康づくりのために、そういう団体が幾つかあるかと思いま

す。そういういろんな団体があるのですけれども、私たち町民側からすると、町民の指標として、例えば、この3年間でそういう健康意識の改善ができた人が3年間で、例えば、1割とか、2割とか%ですね。それから、運動をしている人がいろんな各課、全部含めて参加者が何人まで持っていくとか、何%持っていくとか、それから、健康講座に参加者を、それを何十%、3年後、また5年後、10年後に向けてそういうそれが関係者だけではなくて、福祉課だけではなくて、また、教育委員会ではなくて、町民の共有の指標目標として、それをお互いに共有して、そして、3年後には、例えば、特定健診なんかも29年には65%というふうに明確な目標がありますよね。そういうようなものを、例えば、左側に意識改善とか、健康参加者とか、そういう参加者、また、講座の参加者とか、いっぱい指標は出てくると思うのですけれども、それを3年後、5年後、10年後にはどこまで持っていくという数字的な、数値的な目標があるのかどうなのか伺います。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、川島室長。

○福祉課保健福祉室長（川島英明君） お答えいたします。

ただいま御質問のありました関係ですが、数値目標については、具体的に、今、お示しはしておりません。ただ、今後、関係機関ですとか、関係部局と連携をさせていただいて、また、健康づくり計画というのを先ほど申し上げましたが、今、第二次ということで計画策定して実施中のごさいますて、この中で一部見直しというのをできるということになっておりますので、ここも含めて、今後、見直しを含めて検討をできるものは検討させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○委員長（榊原深雪君） 5番 高道委員。

○5番（高道洋子君） この数値目標ですね、町民と関係者、指導者、みんなが共有目標を数値として、そして、3年後にはここまで達成しましたよ。5年後にはもう見事に目

標を達成しましたということ、町民とともに喜びを分かち合うというか、そういう運動というか、町民を上げてのそういう周知徹底が大事ではないかなと思います。

それはテレビを見ていますと、そういう受診率だとか、そういう健康改善に取り組んでいる町のテレビを見ていますと、やはり、そこら辺がちゃんときちっとした目標値があつて、数字に振り回されるわけではないのですけれども、みんなが指導者だけではなく、専門家だけではなく、町民みんながその数値に向かって頑張っているという、そういう特集番組があるわけですよ。だから、足寄でもそういうふうにはできないかなということで質問いたしました。わかりました。

私ばかり、1回終わります。

○委員長（榊原深雪君） 他に、質疑はありませんか。（「2章でいいのですね」という声あり）2章です。

1章なのですけれども、先ほどの高道委員が2章のほうに入ってしまったものですから、また1章のほうにしますか。計画のほう。

1章、他にありませんかということだったので。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榊原深雪君） では、次に進みます。

第2章基本理念、基本目標、重点的取り組みについて、質疑はありませんか。

4ページからですね。

7番 田利委員。

○7番（田利正文君） 69ページ入るのですよね、2章の中に。

○委員長（榊原深雪君） 各論の2章です。

総論の第2章の質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榊原深雪君） それでは、総論の第3章、足寄町の高齢者の現状と将来推計について質疑はありませんか。

1番 高橋委員。

○1番（高橋秀樹君） 18ページですね。

第7期以降の計画では、その受け皿整備を
考える必要がありますというふうになっている
のですけれども、今後も第7期以降、また、
新たに施設をつくっていくという考え方で
よろしいのかまずお伺いします。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたしま
す。

現在の足寄町特別養護老人ホームは、昭和
49年に建設しまして、昭和50年から供用
開始しています。今現在40年が経過する
と。

今現在、56床で運営をしているところな
のですけれども、こちらのほうも建てかえの
時期を迎えているということ、それと施設そ
のものが今現在国のほうで示している個室型
というのですか、ユニット型の介護システム
になっていない施設もあって、いろいろ今工
夫をしてやっているところなのですけれど
も。そういった改善も図っていかなければい
けないということもあります。

ただ、これから団塊の世代の方が物すごく
爆発的にふえてきている中で、今の特養の5
6床で本当にやっていけるのかどうか。ある
いは、隣の町の整備状況、陸別町の整備状
況、こういった部分もきちんと見させていた
だきながら、それでは足寄町としてどうして
いったらいいのだという部分については、第
7期までにはそういった方向を一定程度見出
していかなければいけないのかなと思ってい
ます。

ただ、6期の部分については、今生活支援
長屋ができて小規模グループホームも本格稼
働するよという、そういった状況を見させて
いただいて、その上で検討をしていきたいな
というふうに思っていますので、御理解をい
ただきたいと思えます。

○委員長（榊原深雪君） 1番高橋委員。

○1番（高橋秀樹君） 現実としては、建て
かえをしなければいけない状況だというふう
に僕は認識をしています。その中で、そうい
うふうな現状がある中で、ということは、ま

た次期の7期のときには介護保険料が上昇し
ていくということは現実としてあり得るとい
うことで認識でよろしいでしょうか。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたしま
す。

施設サービスを拡充していった場合には、
当然必要な費用が必要となってきます。でき
るだけそこを抑えるために、少しでも在宅の
ほうのシフトを高めていくと、今現在はそう
いった方向で取り組んでいるところでござい
ます。以上でございます。

○委員長（榊原深雪君） 他に、質疑はあり
ませんか。

8番熊澤委員。

○8番（熊澤芳潔君） 68ページです。

○委員長（榊原深雪君） 熊澤委員、少しお
待ちください。

章ごとにやっておりますので、今第3章で
す。13ページからになっていますので。

第3章で他に質疑はありませんか。

5番高道委員。

○5番（高道洋子君） 28ページいいです
か。

○委員長（榊原深雪君） 違います。

今、23ページまでです。

23ページまでで質疑はありませんか。次
に進んでよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榊原深雪君） それでは、2番、
各論に入ります。

第1章生涯生きがいを持ち健康に生活でき
るまちの実現について、質疑はありません
か。

26ページから33ページまでです。

5番高道委員。

○5番（高道洋子君） 28ページをお開き
ください。

ここでは、私も一般質問させていただきま
したけれども、特定健診についてお尋ねいた
します。

直近の特定健診、また他の健診等について

は6月、12月とあるわけですがけれども。特定健診等の受診率は去年に比べていかがだったのか。昨年と対比して、もし数字がわかれば、お知らせ願います。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、川島室長。

○福祉課保健福祉室長（川島英明君） お答えいたします。

ただいまの質問にありました、各健診の26年度の実績ということでございますが、医療機関におけます個別健診の受診率というのはまだ確定してございませんので、昨年の6月と12月に実施されました町の集団検診での受診件数ということで述べたいと思います。

まず、特定健診が、この中には国保の特定健診あるいはすこやか健診といたしまして、35歳から39歳の若い方の健診、また後期高齢者75歳からの健診ということで。特定健診についてはそれぞれ下がりますが、全て集団検診の部分においては増加しています。

また、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がんということで各がん検診なのですが、それぞれ少しではあります、4件から大腸がんていくと18人ということで、全ての件数で若干のアップの結果となっております。

また、肝炎検査については昨年比25人の増ということで。昨年50人だったのですが、こちらについてもアップしているという現状であります。

次に、受診率がアップしたと考えられる要因なのですが、特定健診、あと胃がん・大腸がん検診については、やはり訪問ですとか電話による受診勧奨の効果が大きかったのではないかなというふうに考えてございまして、特に大腸がんですとか肝炎ウイルス健診のクーポンの使用者ということが多かったということで、これが受診のきっかけということで他の健診の受診にもつながってくれたのではないかなというふうに分析してございます。

あと、今後の問題点と課題ということで考えてございますのは、現状としましては、特

定健診について申し上げますと、市街地区です。こちらが全町の約80%の人口が集中しているということでございます。その一方で、健診の受診率はちょっと低く約30%弱ということになってございまして、全体では40%を超える地区もある中で、全体を押し下げている原因にもなっているというふうに考えておりますので、そのあたりを集中的に対策を練っていかねばならないのかなというふうに考えております。

あと、高齢者の方です。65歳以上の高齢者の方、日ごろから定期的に通院されている方、こういった方も受診にあわせて特定健診も受診できるように医療機関のほうに、民間もそうなのですが、お願いしてございまして、声かけをしていただくということで受診率のアップにつなげるような形をとっております。

受診勧奨を行っている中で、電話での勧奨等を行っているわけですが、やはり毎年継続的に受けなくてもいいのではないかだとか、病院で治療を受けているから受けなくてもいいのでしょうか、そういったことを言われるケースも多々ございます。そういった中で、特定健診のこの受診率に限っていいと、やはりそういった部分も、例えば、血液検査の項目を特定健診の項目全て満たしていないということもありますので、受診率のアップだけが目的ではないのですが、継続的に特定健診を受けていただくことが必要だということで、そこは大切だということで、粘り強く今後も家庭訪問ですとか電話等での受診勧奨というものを行っていきたいなというふうに考えております。

あと、広報誌だとか報道機関も活用したりなんかするのもそうなのですが、なかなかそこだけでは受診率アップというのを見込めないで、地区担当の保健師等もいますので、そういった者が受診者に個別にアプローチをしていくことも必要なかなと。最終的に受診率がアップすることにより、町民の健康につながるのかなというふうに考えてござ

いますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（榊原深雪君） 5番高道委員。

○5番（高道洋子君） 受診率がアップしたということで、それはよかったことだと思います。

やはり、その裏には、訪問とか電話による受診勧奨体制が徹底していたのかなという思いもあります。それにしましても、それを人的な体制です。保健師さんを初め、その体制強化がやはり今後とも予防体制イコール人的な充実、体制強化が必要なのかなということも感じる次第です。

他町村にあつては、例えば、池田とか陸別なんかは保健センターというのも全く役場庁舎から離れて独立して専門的に、そこでいろいろな行事をしたり、町民を招いたり。足寄のように福祉課の中に保健師さんが座っているのではなくて。そういうところも池田町では見たことも行ったこともあるのですけれども。そういう体制強化の中でも、そういう改善というか、そういうことに対しては今後どのように考えているのでしょうか。お聞かせ願います。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

かつて、足寄町に母子保健センターというのが、町立病院に並立されてありました。

経過の中では、この保健センターを、役場とは別に建てるという計画も一時ありました。最終的には、この役場庁舎建設に当たって、やはり費用の問題を含めて、これはそのところは断念をするということで結論になりまして、現役場庁舎を建てて、そして庁舎の中に保健師が常駐をするという体制をとったということでございます。

今後においても、母子保健センター、現段階では新たに建設をしてという考え方は、現時点では持っておりませんので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（榊原深雪君） 5番高道委員。

○5番（高道洋子君） 一般質問のときにも言わせていただきましたけれども、そういう環境づくりを本当にみんなが一丸となって現地へ行ける、そういう体制を、ぜひ今後とも環境づくりを整えていただきたいなと思います。以上です。

○委員長（榊原深雪君） 他に、質疑はありませんか。

7番田利委員。

○7番（田利正文君） 32ページですけれども。

今の質疑とも絡むかと思いますが、高齢者の生きがいづくりについて、先ほどの名称のところにもありましたように、認知症外来というよりは、物忘れ外来といわれたほうが行きやすいというのは当然ですよ。そういう発想が必要なのかなと思います。

それで、このところにゲートボールの会員だとか、老人クラブの会員が減っています。そして、福祉課、教育委員会などの連結、取り組みに至っていないと。計画の中では、老人クラブの活性化に向けた支援を貫いていきますというふうになってはいますが、それをやる場合に、今の名称の話もしましたけれども、そんな感じのアイデアというのでしょうか、発想というのでしょうか。視点の切りかえが必要なのかなという思いがあるのです。

例えば、皆さんわかっているかどうかわかりませんが、かつて有名な沢内村というのがありましたよね。老人医療費と乳幼児医療費を無料にしたという村があるのですけれど、そのところは東北の貧しい村で、病気になってもあるいは赤ちゃんが病気になっても病院に行かないと。亡くなって初めて病院にかかる。死亡診断書を書いてもらうためにと。そういう村であったそうですけれども、村の厚生課長、今ここでいえば福祉課長さんでしょうね。アイデアを出して、おばあちゃん努力賞というのをつくったのだそうです。そうすると、これまでは姑が全部財布を

握っていますから、お嫁さん、若い赤ちゃんがいても赤ちゃん具合悪いから病院に連れて行きたいといっても姑さんのお許しがなかったら連れて行けなかったのですよね。それを、姑さんの何というのでしょうか。プライドをくすぐるというのでしょうか。アイデアなものですから、お互いに姑さん同士で競争意識が生まれたというのですね。そして、姑たちは嫁を助けるようになったと。そして、中には嫁さんに変わり赤ちゃんの検診に赤ちゃんを連れて病院に来るようになったというのです。それでも赤ちゃんの死亡率はまだ下がらないのです。なぜかという、寵返しというのがあるのですね。つまり、病院にかかると自分の家の寵がひっくり返るという言葉があって連れて行ってはならないということがあったので、なかなかふえなかったそうです。そんなことがあります。それで、このおばあちゃん努力賞という発想がすごいと思ったのです。

それから、もう一つは前に町長も言っていましたけれども、葉っぱ産業の町ありましたよね。町だか村だか。ああいう発想。つまり、上からというのでしょうか、横からというのでしょうか。町民の意識を変えるというのはなかなか難しいのですけれども、今のおばあちゃん努力賞みたいに、そこに住んでいる方の意識を変えることに最終的にはなる。そういう発想が必要なのかなという思いでいるのです。

それに成功すれば、今足寄でもそうなのですけれども、旭町でもそうですけれど、連れ合いのどちらかが亡くなると、女の方は比較的元気で頑張っています。男は意外とだめです。ぱたっと悪くなります。そして、動けなくなってしまう。それがどうも現実なような気がします。自分の性格を考えてもそんな感じがします。一人になると。そんなことがあるものですから、やはり外に出て行く。外に引っ張り出すというか、出ていかざるを得ないと。みずから進んで出て行きたいと思えるようなものを、どういう仕掛けを

つくるのかということが必要だと思うのです。そんな発想が。そうしたらお前どうするのだといわれたら、ちょっと今すぐ浮かばないのですけれどもね。ここに書いてある取り組みの中で、社協などと協議して積極的にかかわっていくというふうに書いてありますので、そののところ協議するときにそういう視点での発想もちょっと求めていただいて、いいアイデアが出てくれば。痴呆症外来ではなくて物忘れ外来なるようなものの発想があればいいなと思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

○委員長（榊原深雪君） 意見ということでもよろしいですか。

答弁をいただきますか。

答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、私ども取り進めているのは、とにかく仲間づくり、あるいは役割づくりをどうやってしていこうかなというふうに思っています。

どうしても高齢者の方、物すごく65歳以上の方すごくふえているのですけれども、老人クラブですとかそういったところに組織される部分がもう減少していて役員になってももらえない。そういった部分で、どんどん基盤が弱くなっているというふうにお聞きしています。

そういった部分で、なかなか組織で昔はできた部分が、個々人でいったらどうなのだという部分もあります。そういったことで、先ほどの葉っぱ産業のお話もありましたけれども、私どもも一つは就労というキーワードを考えていますし、もっといえば介護ボランティア制度、有償ボランティア、それがわかですけれどもそういった収入があれば、子供さん、お孫さんですとか、そういったものを買ってあげられるぐらいの有償ボランティア制度みたいなものもつくりながら、そうすることによって世代交流、お年寄と子供たちの交流ができるのではないかとか、そういっ

たことも含めて、いろいろけんけんごうごうとやっているところ。特に、これからつくっていく部分においては、そういった就労もキーワードにしながら、男性の高齢者の出席が悪いという部分もあって、男の人であれば、就労であったら来るのかなとか。役割をきちんと与えてあげれば来てもらえるのかなという部分もキーワードにしながらやっているということ考えています。

名前の部分も、老人クラブというのが本当にいいのかどうか。もっといけば、65歳から本当に高齢者というのがどうなのだと。もう70歳とか75歳からの定義に変えるべきではないかとか。いろいろな議論はさせていただいております。今議員お話のあった、おばあちゃん努力賞も含めまして、そういった名称の使い方も含めて、今後検討させていただきたいなと思っています。

どうぞよろしくをお願いします。

○委員長（榊原深雪君） よろしいですか。

7番田利委員。

○7番（田利正文君） 重複になるかとも思いますけれども、実例でお話ししたと思います。

中矢からあそこの6条7丁目ですか。ゲートボール場、あそこに90歳でもう亡くなりましたけれども、つい最近までずっと通って来られた方がいるのです。90です。それから、上利別にもゲートボール場ありますよね、あそこにも。国道をです、自転車で通って来るのです。そうして、危ないから自転車やめたほうがいいのではないですかと言うと、いやいや、トラックなんかは俺をよけていくと言って乗っていましたから、恐ろしいなと思っていましたけれども。そんなふうにして出てくる方というのは元気なのですよね。90になっても。だから、そここのところから学ぶところがあるかなと思っています。そんなこともぜひ参考にさせていただければと思います。

○委員長（榊原深雪君） 田利委員、特に答弁はありますか。よろしいですか。

では、意見としてとどめておきます。

ほかに質疑はありませんか。

1番高橋委員。

○1番（高橋秀樹君） 高齢者の就労、33ページです。就労ボランティア活動の促進についてお伺いをいたします。

現状は、こちら多分、社会福祉協議会のほうにお任せをしている部分が多大になっているのだというふうに思っておりますが、今後、そののところ、町としてどのように受け皿等々を考えていくのかお聞かせをお願いいたします。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

社会福祉協議会の中には、高齢者就労センターというのがあります。この中で、希望される、働く意欲のある方を募ってお仕事の紹介をしながら回しているような状況にあります。ただ、この部分がちょっとふえていかないという部分があって。あるいは、農家さんの出面さんについている部分があったりとかあるわけなのですけれども。

私どもとしましては、今年度、緊急雇用対策事業というものをつくった中で、高齢者の就労を拡充、有償ボランティアも含めて。そういうのを拡充してほしいのだと。例えば、お一人暮らしの高齢者の家の例えば、換気扇の掃除ですとか、煙突掃除ですとか、そういったこともできるような高齢者の技術を生かしてやれる仕事をつくってほしいのだというのをお願いしています。また、農協さんのほうで今進めております、苺ハウスの栽培あります。こちらのほう、今年度は予算で障害者のプレハブを建てさせてもらって、そういう就労の場にしてはいますけれども、ここにも実は高齢者就労センターの人たちにもお手伝いをいただきながら、障害者の方と一緒に従事していただくような形をとっています。私ども、こういった部分を拡充をしていきたいということで、そういった体制拡充も含めて社協さんと一緒に検討をさせていただきな

ら進めていこうと思っています。

以上でございます。

○委員長（榑原深雪君） 1番高橋委員。

○1番（高橋秀樹君） やはりこれすごく重要と思います。

北海道の最低賃金748円ですよね。就労センターに頼んでも多分800円とか、1時間当たりとか。そういう単価で取られていくと思うのです。個人的に頼むと最低賃金を払わなければならないとなると、現実でいいますと、人によってスピードが違ったりだとか、そういうのが出てくる。そういうのもいたしかたないなと僕は思うのです。ですが、たとえ個人的にある人が就労ボランティア頼みました。そうしたら、1時間500円ですよ。あと不足分を補うようなシステムとかというような形にすれば、500円なのかと。それであれば、1時間当たり、2時間当たり頼むにも全然負担にならないから、ではそれをお願いしようかなというお客さんの窓口が広がっていくのではないかなというふうに思うのですけれども、そのことについて検討できるかできないかお願いいたします。

○委員長（榑原深雪君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

現在、そういったシステムについて、私どもは持ち合わせはしていないのですが、しかし、経済産業省等々においては既にこういった研究をされていて、今札幌では、札幌段階でお聞きしているのは、例えば、医療と介護の施設の中で時給600円とお聞きしていますけれども、これをビジネスとして立ち上げをして、これから介護人材が不足している部分の中で、こういった高齢者の人材を雇って、そして支えていくのだという実験実証もやっておりますから、そういったことはこれから十分に考えられていくのかなと思っています。

ただ、問題は、今言われましたように、最低賃金制と有償ボランティア。500円、600円が、これがどこまでが有償ボランティ

アで、どこまでが最低賃金制なのかという部分のトラブルが結構あるそうです。そういったことの制度がきちんと確立されていけば、私どもにおいてもこういった対応の仕方がこれから出てくるのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（榑原深雪君） 質疑はよろしいですか。

他に、質疑はありませんか。

8番熊澤委員。

○8番（熊澤芳潔君） 48ページです。

○委員長（榑原深雪君） すいません、今、33ページまでです。

そうしたら、皆さん、どうでしょうか。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榑原深雪君） では、各論の第2章地域で支え合い、継続的ケアの受けられるまちの実現について。

34ページからです。

1番高橋委員。

○1番（高橋秀樹君） 35ページになります。

除雪サービス。こちら、建設業協会だとかと協定を結びながら進めているというふうに思うのですけれども、今現状は何件ぐらいの件数があるのかお聞きいたします。

○委員長（榑原深雪君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

建設会社等のボランティア事業で利用されている方は、現在15件、15世帯となっております。

以上でございます。

○委員長（榑原深雪君） 1番高橋委員。

○1番（高橋秀樹君） 今後こちらはどのようにしていくのか。というのは、ずっとボランティアのままやっていただくのか、それともある程度有償という形をとっていこうという意識、考えはあるのか。

また、恐らく、今15件というお話がある

のですけれども、今後ふえていく可能性というのは多分にあるというふうに私は思っているのですが。

現状、前もちょっと決算委員会か予算委員会でちょっと僕もお話ししましたがけれども、除雪にも機械を使っている。その維持費、経費も出せないという現状で、皆さん、建設業の方はその重機等々を手離していつているという現状がある中で、そういうことを鑑みながら、どのような方向性をとっていかうとしているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

建設会社等のボランティアの皆さんにお願いして、街の中に限って今お願いしているのですけれども。昨年の部分、25年度でいきますと、17件あった部分が、今年度は15件ということで、そんなに現状ふえていない状況にあります。

そういったことで、ボランティアとして、できればこれからも御協力をいただきたいという気持ちで考えておるわけですけれども、有償という部分でいきますと、ちょっと建設会社さんに有償ボランティアというふうには想定はしていませんでした。

私ども想定しているのは、やはり高齢者を見ずから支えていく部分です。何ほか、少しでも小遣い程度の部分なのですけれども。それが結局、特に男性の高齢者にとってみれば、それがお孫さんに小遣いをあげたり、そういったことのできる生きがいになっていくのかなという部分で考えているところがございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○委員長（榊原深雪君） 1番高橋委員。

○1番（高橋秀樹君） 今、建設業に限ってちょっと言っていましたけれども、現実でいったら自治会とか地域がそういうことを支えていかなければいけない部分というのは非常に多分にあるのだというふうに思っています。

す。その中で、そういう地区でみんなで支え合ったときに、自治会のほうに自治会費としてお金を多少出してあげるだとか、そういうような考えを持った中でやっていくと、自治会の皆さん結構苦しんでいるのです。財政的に。部分があると思いますので、そういうところで還元もしていけるということもあると、また新たな参加者が出てくるのではないかなというふうに考えております。そういうような形をつくれる方法なりということを御検討というのはございますか。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

自治会さんにも実は除雪の部分はお願いをしております、今現在は14自治会で16人の方ですか。除雪を自治会さんをお願いをしているところがございます。このほかにも、例えば、群部のほうで町道で1件しかない、隣が物すごく離れている部分なんかは、町の車両センターの除雪車が行った際に、その庭先まで除雪をしていただくような体制もっております。そういった部分も、もともとは農家がやっておられて、自分でトラクターあって除雪していたのだけれども、高齢になりトラクターも処分してしまったよというところなんかもふえて今きていまして、そういったところを車両センターとも協議させていただいて除雪体制をとっているという状況にあります。

最終的に私ども、高齢者がふえていって、この除雪サービスの何というのですか。ニーズは、これからも高まるというふうに当然思っています、そのためにも、社会福祉協議会さんの高齢者就労センターに引き続き除雪をしていただける部分を登録していただいて、そして、例えば雪がふったときに除雪していただければ、ポイントといいますか、そういった部分を有償でやっていけるような。本当にそういった制度ができないかということで検討をしているところがございますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（榊原深雪君） 質疑中ではありませんけれども、ここで休憩を取りたいと思います。

3時15分まで暫時休憩いたします。

午後 3時08分 休憩

午後 3時15分 再開

○委員長（榊原深雪君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほどの福祉課長の答弁に修正がありますので、福祉課長、答弁。

○福祉課長（櫻井光雄君） 先ほど、自治会における除雪の世帯数ですけれども、14自治会で16世帯という答弁をさせていただいたのですけれども、55世帯が正しい数値でございます。

自治会には1世帯当たり5,000円の助成金を交付させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（榊原深雪君） 他に、質疑はございませんか。

8番熊澤委員。

○8番（熊澤芳潔君） 48ページ、よろしいですね。

介護保険のサービスの充実ということで、特別養護老人ホームの件につきまして出てきましたけれども。

現状の姿で6期は進むのですよということで書いてありました。確かに、15ページの65歳以上の人口比率を見ますと、現状維持と。ただし、17ページの介護認定者数の推計というのが書いてありまして、37年度につきましては、やはり3、4、5ですか。それについてはふえていますよという現状なのですけれども。6期については、そのままいくよと。ただし、その後につきまして、その後、国の考え方はもちろん御案内のように、消費税も上がるとか、いろいろな形で変わってくると思うのですけれども。そういった中で、認定者数というのはやはりふえるのではないかなと私は思うのですけれども、そう

いう中で現状の特別養護老人ホームというのは、どういう形で今後進めていくのか。そこら辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

先ほどの説明で、特別養護老人ホームの現在の待機者数ですけれども、1月末現在、43人の方ということで説明をさせていただきました。この43名のうちのほとんどの方が、今現在です。本別町の施設に入っていたり、帯広の施設に入っていたり、陸別の施設に入っていたり。その方が申込みされていまして、たしか3年前のこの会議の中では100名以上の方が待機されている状況が、今現在は43名で、そのうちほかの施設に入っている人もいて、実際に自宅で待機されている方というのは10世帯ぐらいいかなというふうに思っています。

それで、私どもの今回の計画の中では、とりあえず役場の北側に、生活支援長屋も含めてできましたよと。ここを拠点として、何とか在宅生活を支えていくような努力を積み重ねていき、なおかつ今議員が言われるように、倒れられて要介護の必要性になった人、こういった部分が、これからこういった状況になっていくのかを見極めながら、次期7期において、そういったことも含めて検討をさせていただきたいということをお願いしているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（榊原深雪君） 8番熊澤委員。

○8番（熊澤芳潔君） 内容は、先ほど御説明いただいてわかりましたのですけれども、ただ、介護度ということとを比べていくと、果たして、では特別養護老人ホームに。

現状は、足寄町の場合は5ですよと。これ話ですよ。いろいろな方がいっている話。それで、陸別町は4から入れるのだとか、そういうことをいっています。ただ、町民にしてみれば、やはり地元のまちでなるべくそう

いったことは、やはり家族も含めて利用できないのかというようなことも。しかも、今度、介護保険も上がりますよとかなりますとね。そういった形の中で考え方も、現状の古い老人ホームでいいのかどうかという中で7期、8期に向けて、そうしたらそういう考え方は一切ないと、こういう考えですかね。お聞きします。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君）

特別養護老人ホームにつきましては、先ほど課長も答弁したとおり、今の施設56床、建設してから相当年数が経っていますから。これは、次の総合計画の中では当然建てかえをしなければいけないというふうに思っていますから、そこに盛り込んでいきたいというふうに思っております。

ただ、今と同じような形態でいくかどうかというのは、むしろ私としては、これは今後いろいろな御意見を聞いてということになりますけれども、私としては、地域密着型の特別養護老人ホームというのがあっているのかなど。そんな思いもしているところでございます。

ただ、御理解をいただきたいのは、この間、北側の施設整備も含めて、目指すところは介護が必要になっても可能な限り在宅と。ただ、現状の在宅で介護をしている方の負担軽減をどう図っていくのだということで、この一連の施設もつくっているのだということでございます。

後ほど、御質問いただくというふうに思いますがけれども、やはり施設介護となると、どうしても介護保険料への跳ね返りが極めて大きいということになりますから、ですから、今現在、先ほど来いわれているとおり、他町村に23名の方が施設介護で利用されているということでもありますから。うちは今56床。例えば、ほかの方、ほかの町で施設で介護していただいている方、入れかわり立ちかわり送り込んでいくということになれば全然現状と変わらないわけでありますから、そこ

は何とか地元で面倒を見られる方はできるだけ地元で面倒を見よう。そしてさらには、基本はやはり在宅なのだ。ですから、それはもうまさしくホームヘルプサービスですとか、あるいは昔いわれていた往診ですとか。それから、看護師さんが行って訪問看護だとか、その体制をこれからどうつくり上げていくのかというのが一番の課題なのだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（榊原深雪君） では、10番後藤委員。

○10番（後藤次雄君）

44ページの家族介護等支援事業の①ですけれども。

この中で、ここにも書いてあるとおり、従来までやっていた足寄町介護者の会、それから夕鶴の会がなくなるということが載っていますけれども。なくなることは、これはいろいろな事情があって仕方がないと思うのですけれども。ただ、計画の中で、それでは社会福祉課として、行政でもいいのですけれども。これから、どうそのまま継続して何かの別な名称でもいいから、そういうものを立ち上げていかれるのか。それとも、いくことを考えていないのか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

今現在、実施いただいている介護者の会、1カ月に1回の老人憩いの家で委託事業を、さくらんぼの会ということでやっただいしている事業がございます。また、夕鶴の会では、旭町のふれあいプラザを利用されて、同じようにお年寄りを招いてゲームですとか食事会を開いていただいています。この部分なのですけれども、私どもとしましては、ぜひ継続をしていただきたいということでお話をしていたのですけれども、それを進めておられる役員の方のなり手もない、負担が大きい、送迎が大変だ、等々ありまして、最終的

には解散をするというような形になりました。

私どもとしまして、こういった方々、今回地域支え合いセンターの中での交流事業に参加をしていただき、介護予防事業に参加していただくとか、あるいは食事の提供もありますので、何とかそういったところに来ていただくような取り組みもしていきたいと思っていますし、また、それを支える、今現在、介護者の会のメンバーですとか、夕鶴の会のメンバーにも介護支援ボランティアの一員となっていただき、その中でお話の相手になってもらったり、あるいは一緒にゲームをしたり、健康体操をしていただくとか、そういったボランティア事業に引き続きかかわっていただきますようお願いをしているところでございますので、御理解をお願いしたいなと思っています。

ただ、これをやっていく上ではどうしても社会福祉協議会さんと連携をしなければいけないのかなというふうに思っていますし、この部分で活動している部分では、御家族の方との交流もやっていかなければいけないということで、そちらについても福祉課でまた継続できるようなそういった体制をとっていききたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○委員長（榊原深雪君） 10番後藤委員。

○10番（後藤次雄君） 今、課長言われたとおり、それはそのとおりだと思いますけれども。

ただ、これを読むと、計画のところ、何か福祉課ではもうちょっとこういうことをやるのだという、そういう内容の計画が載っていないものだから。何かしら読むと、社会福祉協議会さんとか、そういうところに任せてやるのだというふうに読まってしまうのです。だから、そうではなくて、福祉課としてもこういう計画でやるのですという、そういうこともやはり私は必要だと思うのです。そういうことです。

答弁要らないです。

○委員長（榊原深雪君） いいですか、答弁なしで。

それでは、次に、4番木村委員。

○4番（木村明雄君） 先ほどから、在宅介護が基本ですと。そうでなければこれどうにもならないと思うわけなのだけれども。

まず、そうすれば、足寄町に今在宅介護。介護までいっていない人もいるのかもしれないけれども。介護をされている方々が何名ほどいらっしゃるのか。これはちょっと難しいとも思うけれども、大体でもよろしいです。お願いをいたします。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

御質問の今現在、在宅で介護保険のサービスを受けている人数ということでいきますと、きちんとした数値を持ってきておりません。

18ページに説明をさせていただいておりますけれども、18ページの（4）居宅サービス対象者数の推計でございます。27年度でいきますと、要支援1から要介護5まででトータルで344人いらっしゃいます。

私のちょっと記憶で申し訳ないのですが、この方のうち、一切介護保険のサービスを使われていないというのは五、六十人いらっしゃるというふうに聞いています。一切使わないで、要介護の認定を受けているのですけれども、サービスを受けていないという方は五、六十人と聞いていますので、実績には在宅でサービスを受けているのは二百八十人から九十人ぐらいかなというふうに想定しております。

以上でございます。

○委員長（榊原深雪君） 4番木村委員。

○4番（木村明雄君） わかりました。

それでは、次に、認知症の親を介護をしていて、自分の仕事をなくすというか、これを失うというか。そして、最後には介護疲れて親を殺してしまったというようなニュースもたびたびあるわけなのですけれども。これに

ついて、足寄町としてもどう考えているのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） そういうことのないように、私どもは在宅生活を支えるシステムを拡充しようと今していきまして、そのためにこの役場の北側に拠点施設をつくらせていただいて、ヘルパー事業ですとか、デイ事業ですとか、そういった部分の充実を図っていくようにしているところでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（榊原深雪君） 他に、質疑はありますか。

2番星委員。

○2番（星孝道君） 今の4番の意見と重なるのですが、認知症の方がこれから高齢者のうち4人に一人とか、5人に一人だとか。こういったことから推定すると、足寄町でも500人とか600人の認知症患者が、要介護者が出てくると想定されるわけでありまして。

そして、今お話あったように、介護疲れから痛ましい事件も起こっているという現状もありますし、テレビで話を聞いておられますと、ある方はこれから認知症患者がふえるに当たって、こういった痛ましい事故は起きる可能性は高くなっていくと。こんなコメントもあったわけでありまして。

それで、今回の計画を見ていると、確かに、認知症の方に対する支援だとか、あるいは相談窓口だとか、そういった視点での計画は出されておられるわけですが、ひとつ介護者に対する軽減という意味合いにおいては少し足りないのではないのかなと。

やはり、介護者、これは身体的な要介護者の場合よりも24時間見なければならぬ。非常に肉体的にも精神的にも大変な介護の苦労があるのだというふうに思っております。私はその一つとして、今新設される長屋の利用。介護者のための長屋の利用というものを考えてはどうかと。こんなふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

本当に、私自身も経験者の一人でありましてけれども、介護が必要なお年寄り、中でも認知症の介護というのは、これはもう本当に極めて大変な状況、ましてや在宅となれば大変な状況だというふうに私も認識をしております。私の経験から言いますと、見事に昼夜逆転されまして、まさしく見ているほうもたないという、こんな状況も出てくるということでもあります。

ですから、当然、この裏の施設の使い方、まずは小規模多機能のところでもし登録が可能であれば、そこでも利用をしていただいて、日中はここで多くの人と触れ合って、要するにもう昼間は寝かせないと。ちょっと言葉悪いかもしれませんが。毎日楽しく過ごしていただいて、我が家には寝に帰るのだと。これだけでも、相当24時間見ている家族の方の軽減にはなるのだというふうに思っておりますし、当然、登録された場合についてはショートステイも利用できるわけですから。これも回数のことでもありますけれども。

それともう一つ、今提起のありました長屋の活用。当然、これも実は視野に入れていきます。

今、ショートステイできるのがここの9床、それからうちの特養の5床、それからあづま病院さんも5床だったかな。その程度しかないのです。

それで、この間、皆さん方は町内ではショートも受け入れ、もう満床の状況で受け入れられないということで陸別でお願いしたりだとか、あるいは本別でという、こういう状況がずっと続いたわけでありましてけれども。今回26年の4月から9床がふえたわけですから、これは有効に活用していただいております。それともっといえば、長屋の活用の一つにもそういう部分が入っております。

ただ、同じ認知症でも徘徊というのを持っ

ている方については、これは長屋で対応できるかどうかというのはちょっとこれから十分に詰めていかなければいけないなど、こんなふうに思っております。

本当に御意見いただいたとおり、これからまさしくこの長屋の使い方については、種々検討それから御意見等もいただきながら、そういう利用もできるように努力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（榊原深雪君） 他に、質疑はありませんか。

10番後藤委員。

○10番（後藤次雄君） 72ページの（4）のサービスの質向上・苦情処理体制の中で①です。

ここで、介護支援専門員への支援とある。現状もここに書いてあるとおりでと思いますけれども。

ただ、評価・課題を見ますと、研修をやったとか、これからそういう研修に基づいて、また事業に向けて検討がふえるとか、そういう目的になっていますけれども。

この会が、ここを見ますと、平成12年2月にできたということになっていますけれども。これまでどういう事業を進めてきたのか、もしわかれば聞きたいと思えます。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、保多室長。

○福祉課総合支援相談室長（保多紀江君）

それでは、お答えいたします。

こちらのケアマネ会「ひだまり」につきましては、町内の介護支援専門員、ケアマネージャーの方が、任意につくっている団体でして、こちらのほうの事務局を福祉課のほうで担わせていただいております。

現在のところ、年1回総会ですとか開催したほかに、交流会をもっているほか、あと必要ときに講演会というか講習会ですね。そのような学習会を開催して交流を深めるとともに、技術といいますかスキルの向上ということで開催をしているところです。

実際には、この会で顔見知りになっていた

だいて困ったときにどのような対応があるとか、そういうことの対応というのですかについて相談するとか、そういうような地域としてのケアマネさんの結びつきを高めるとか、そういうことに役立っているというふうに思っております。

以上です。

○委員長（榊原深雪君） 10番後藤委員。

○10番（後藤次雄君） 具体的に例えばいろいろな案件があつてこういう事業をやったとかということはないのですか。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、保多室長。

○福祉課総合支援相談室長（保多紀江君）

ことは、介護保険制度の改正が来年あるということで、そのことについて町の福祉課の者が講師を務めまして勉強会を開催しております。

以上です。

○委員長（榊原深雪君） 10番後藤委員。

○10番（後藤次雄君） そうすると、この組織というのはあれですか。情報交換だとか研修会だとか学習会をするという、そういう組織ですか。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、保多室長。

○福祉課総合支援相談室長（保多紀江君）

こちらのほうの目的につきましては、技術向上、交流、情報交換ということを目的に行っております。

このほかに、ケアマネ会ではないのですけれども、地域ケア会議といまして、地域の介護関係だとか医療関係の方に集まっていたいて事例検討とかをする場も別途設けております。

以上です。

○委員長（榊原深雪君） 他に、質疑はありませんか。

1番高橋委員。

○1番（高橋秀樹君） 64、5ページですかね。こちらも総論というか各論というか結果というか。

私、この資料を見させていただいて、一番何が問題というか。今回のやっついて、何と

かこの介護保険料を下げるできないかなというふうに実はずっと検討をしていたのですけれども、やはりここまで施設をつくったという現状であると、全く下げることができないなという認識に今立っています。

その中で、現状でいったら消費税増税がまず8%になりました。年金支給額の減少と。そういうのも続いていますと。社会が取り巻く環境も収入減少というところにずっといたっていると。田舎はですね。その中で、介護保険料は増大となっていくと、生活困窮者というのは、非常に辛い状態になっていくのかなと。そういうふうに私は考えております。

先ほど来、私が質問したのは、7期の時点で上がるのか。なお、結局、在宅介護保険料が上がれば生活困窮がまたどんどんつながっていくと。そうなった状況の中で、やはり可処分所得をふやしてあげることが一番手取り早い方法なのではないかなというふうに私思ったので、先ほど来、今有償ボランティアだとか、そういう話をさせていただいています。

その中で、やはりボランティアとその中で有償ボランティアと、ある程度本当に真剣になって考えていかないと、どんどん生活困窮者がふえていく状況になっていくと。老々介護という。人口減少もしている。高齢化率も上がっていく。生産人口はどんどん減っていくという現状の中で、どのように足寄町は今後そのバランスを取りながらやっていくのか。ボランティアといっても、やはりある程度若い人が担っていかないと本当に私は無理なのではないかなと考えています。ですので、若い人たちの参加ももちろん呼びかけもそうでしょうし、それから高齢者の方の所得もふやしてあげるといって、どのように一緒に平行しながら考えていこうとしているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

まず、高齢者のボランティアの部分につきましては、介護支援ボランティア制度を導入しますよということでありまして。これを全国で先駆けて実施したのは、東京都の稲城市ですけれども、最初は介護保険料との相殺をしようということ、このポイントと介護保険料を相殺できないかという形でいったのですけれども、厚労省が認めてくれなかったと。ただ、これを地域支援事業として実施した場合には、その介護保険事業の地域支援事業として換金が財源を支払うことができるよということになっていきますから。その部分については、平成27年度、新年度からこの事業を導入していきたいなというふうに思っています。

もう一つ、若い人にもボランティア。こういったものをやはり導入していかなければなりません。

今回の介護保険の計画の中でも予防事業等々については、市町村事業、平成29年度までは移行しなければいけないというふうにあつて、私どもも27年度からもうそういった準備を始めていきます。そのときにどうしてもこういった若い人の担い手がどうしても必要になってくるのかなと思っています。

そういったところで、今地方創生事業等々もあつて、若者を何とかこういった過疎の町なんかに引き込む方法はないかということで、いろいろ検討をしているところですが、まだきちんとした、事業の対象になるかならないかも含めてあります。

そういった事業も利用しながら、何とか若者の就労の場、あるいはこういったもの、何というのですかね。環境づくり。そういうのを進めていきたいなというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（榊原深雪君） 他に、質疑はありませんか。

7番田利委員。

○7番（田利正文君） 69ページの本命である保険料のことなのですけれども。

第5期のときに町長の答弁がここに手元にあるわけなのですけれども。

前回のときに私、うちの議員が国会で参議院の厚生労働委員会で三原則については地方自治体の何というのでしょうか。圧迫しているというか、さまざまな問題を引き起こしているので撤廃すべきではないかと質問したのです。それに対して、当時の厚生労働大臣が、自治体の中で3原則を乗り越えてやるといっても百幾つあるわけですよ。それでもなおかつ、その3原則を乗り越えてやるといって、それを私たちのほうから、それははみ出しているからやめなさいということまではいっていないと。3原則を乗り越えてやることを、私たちは奨励はしていないが、皆さん方が、地方自治体の方が主体性を持って推進していているのだという答弁をしているのです。それがその後、このようになっているのかどうかということも1点です。

それから、町長が前回のときに答弁で言っているのですが、私が前回のときに自治体名を挙げたものですから、その自治体にも調べてみますと言っておりました。そして、政治家の先生あるいは厚生労働省の担当の方にも、国保のように一般会計から繰り入れもできるようにできないかという話をしているという話もありましたが、その後、それらがどんなふうに変化されているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

3原則の関係でございます。

今回、消費税の増税が見送りになって、負担軽減が当初の制度設計からもとに戻って、負担軽減が減少してしまったのですけれども、それに対してある市町村が、その部分、先行して市町村でそういったことをやっているかという照会をしまして、それに対する答弁というのですか。27年のことしの1月16日に厚生労働省老健局介護保険計画課長が発出しているのですけれども、この中で

読み上げさせていただきますけれども、低所得者の第1号保険料軽減強化に係る来年度の対応についてという部分ですけれども。

保険料の減免、いわゆる市町村の単独減免についても、被保険者間の公平性の確保や、健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から、従前からお示ししているとおり、保険料の全額免除、収入のみに着目した一律減免、保険料減免分に対する一般財源の投入については適当ではないため、引き続き、このいわゆる3原則の順守に関し、各保健所において適切に対応していただきたいという、事務連絡ではありますけれども、そういった通知をいただいているところです。

また、3年前の部分で、各自治体どうなっているのだということでもあります。

私どもも一般会計から介護保険会計にそういった事実はないかということで調査をさせていただいております。

その結果、あったところが実際にあります。それはどういうことかということ、市町村合併で何といいますか。介護保険会計を合体させるときに、ゆくゆく広域合併してしまうと自分のまちの保健師が大変つらい思いをするということで、思い切ってそのときに1億円、あるいは2億円というお金を持って、持参金みたいな形でいったということがあったそうです。あったということは確認しています。しかし、この介護保険料を抑制するために、その後、一般会計から投入しているという事実はちょっと私どもの照会では確認ができなかったところでもあります。

以上でございます。

○委員長（榊原深雪君） 7番田利委員。

○7番（田利正文君）

わかりました。

私、手元に北斗市のこれ多分広報だと思うのですけれども、こんなふう書いてあるのです。

今回は、特例として市議会議員の皆様の御理解と御協力のもと一般会計から2億円を介護保険給付準備金に繰り入れ、今後3年間の

介護保険料負担分を補うこととし、所得層第4段階における基準介護保険料を月額約540円軽減させていただくこととしました。それでも依然として高い保険料ではございますが、市としてもできる限りの軽減策をとったつもりでございますので、何とぞ御理解と御協力をお願いしますというふうにあるのですが、こんなふうにして入れているところが実際にあるということがわかりました。

それで、私が聞きたいのは、69ページの表があります。

第4段階から下のところです。

基準額でいえば800円ですけれども、可能な限りというのでしょうか。現行に近いように据え置く、あるいは減免するということができないかということを考えています。第4段階以下です。

それで、今読み上げたような、北斗市のような例を使って一般財源から介護保険の基金に繰り入れてやることはできないかという質疑であります。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

私どもも今回の消費税の増税が見送りになって、軽減負担率がもとに戻ってしまうという部分で検討させていただきました。

その結果、私ども足寄町からは照会はしていないのですが、同じような照会をもとにして、厚労省からの回答文書というのが先ほどお話ししたように、この3原則を守って市町村単独でそういった削減をしないようにというような通知がいただいておりますので、やむなくそういった方法をとらずに、今回提案をさせていただく介護保険料ということでお願いをさせていただいておりますので、御理解をいただきたいなと思います。

以上でございます。

○委員長（榊原深雪君） 7番田利委員。

○7番（田利正文君） それもよくわかりました。

問題は一般財源から繰り入れることができ

るとなった場合には、その財源があるというふうに判断してよろしいでしょうか。その点はどうでしょうか。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほど、高橋議員からもお話あったように、本当に最近の状況でいきますと消費税は上がる。それから電気代も上がる。年金も減るという状況で、この保険料を上げるというのは本当にじくじたる思いといたしますか。これは、田利議員と同じ思いであります。

これは、前回3年前のやり取りもさせていただきましたが、毎年一度全道の首長たちが集まって政策懇談会、いろいろな国に対して求めること、あるいは道に対して求めること、必ずこの問題も取り上げられております。私はたしか2年前にそれをやった記憶していますが、26年度も私は別なところでやりましたけれども、同じことが議論をされているということでもあります。

この間、やはりあくまでも標準のところでお話しさせていただきましても、保険料5,000円を超えるというのは、これはもう大変なことだよねと。もう限界だよねと。これは、北海道だけではなくて全国的にもそういわれていたのです。ところが、第5期、今現在ですね。このときに、やはり5,000円を超えてしまったところが何カ所が出たということでもあります。私どもは何とか1,000円アップの4,950円で収めたのですが、もう限りなく5,000円ということでもあります。まさしく今回の改定については、はるかに5,000円を超えて6,000円に近いと。こんなことでございます。当初、担当のほうで試算をしたときの最初の段階では、6,000円にいつてしまいそうだったということだったので、何とか工夫をすれということでもいろいろ試算をさせた結果が、きょうお示ししているこういう形で落ち着いたということでもあります。

やはり、実際に田利議員からお話あるよう

に、基金に積んでいる分もあるよということもお聞きをしていますし、やる気であればできないことはないのだろうというふうに私も思っています。100%それはないのだろうと、できないということはないのだろうというふうに思っています。

ただ、私の立場としては、やはりこの介護保険制度というのはすばらしい制度で、しかも国民健康保険、あるいは国民健康保険に限らず健康保険については国民皆保険ということで、この介護保険も国民皆保険ということで、法に基づいて制度設計がされているということでございますし、あくまでもこれはそれぞれの自治体、事業主体の中で保険料の中でまかなえと、こういうこと。そして、1年間の収支が合わない場合については、全道で一括積んでいる基金から借入れをなさいと。こういう仕組みになっているということでございます。

少しお話をさせていただきますと、今第5期ですから、第3期のときです。3,950円のときに、改定のときにそのままの数字を何とかいけるだろうという判断に立って3,950円。すなわち、十勝管内でもたしか私の記憶では中以下ぐらいの保険料で推移をさせたということでもあります。ここはまさしく私の判断の誤りであったのかなという思いもしております、そのときに少しでも負担をお願いをしておけば、前回一気に1,000円のアップということは避けられたのかなと。こんな思いをいたしているところであります。

実際、そうはいつでも第5期4,950円で3年間やってきたわけでありましてけれども、報告したとおり、少しお金が足りなくなるぞということで基金から借入れを起している。起こした分については、次の改定のときにその分の返済も保険料の中で見なさいという、こういう制度設計になっているのですから、今回提案した金額はやむを得ない金額だと思っているところでございます。

私の立場としては、やはりここは正面突破

を図るというのが私は正攻法だというふうに思っていますから、やはり全道でも先ほど言った政策懇談会でもそうですけれども、やはりそれぞれのところで賄えというのはもう限界にきているのだよと。やはり公費をと投入しなかったらもう限界なのだということ、これをやはり全国の自治体と協調しながら国に対して物を言っていく、実現に向けて努力をしていく以外ないのかなというふうに私は思っているところでございます。

今度、69ページのところにも⑤のところでも保険料の提言ということも載っています。

ですから、保険料を実際に支払うときに何等かの事情で困難が生じた場合については、気軽に相談をしていただいて、こういう軽減措置ということもあるのだということも一方では周知をしながら何とかこの保険料で御理解をいただくような努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、御理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（榊原深雪君） 7番田利委員。

○7番（田利正文君） 町長の思いはよくわかります。そして、可能な限り保険料を上げないように努力されてきたということも聞いておりますので、わかっているつもりであります。

ただ、足寄の高齢者のここに69ページの表にあるように、年収が80万円以下の方の生活って、僕らがちょっと理解、想像できないのではないかという思いがあるのです。その方たちに、僕らから見ればといたしますか、それなのに収入がある方から見れば、1,000円や800円というかもしれませんけれども、本当に大変ではないかという思いがあるものですから。それで、今のような質疑をしたわけですけれども。町長の答弁で、やる気になればできると。しかも、正面突破でいかなければだめだと。全国の自治体が今の制度ではやっていけなくなるよということ、やはり国に思わせなきゃだめだというふうに言われましたので、私もそのとおりだという

ふうに思うのです。

それで、あえて先ほど沢内村の話をさせてもらったのですけれども、60年代ですよ。村長になられた方が、乳幼児の医療費と65歳以上の医療費を無料にしたのです。それをやろうと思ったときに、ここでいえば道庁から待たがかかったと。国民健康保険法に違反すると。当時の国民健康保険法は、患者が半分払わなければならないというふうになっていたのです。それを無償にするということは、国民健康保険法違反だというふうになってきたのだそうです。そのときに、村長が何て言ったかといいますと、国民健康法には違反するかもしれないが、憲法違反にはなりません。憲法が保障している健康で文化的な最低限度の生活すらできない国民がたくさんいると。訴えるならそれでも結構。最高裁まで争いますと。本来、国民の命を守るのは国の責任です。しかし、国がやらないのなら私がやりましょう。国は必ず後からついてきますというふうにして突っぱねたのです。その結果、実際に乳幼児と高齢者の最後は60歳まで無料化しました。そうしたら、3年後には乳幼児の死亡率が0になりました。その後、全国に波及して行って全国の自治体で老人医療費、乳幼児の医療費を無料化ということがずっと進んでいくわけです。

だから、町長が言われた正面突破ということも、こういう意味でいえば必要なのかなという思いがありまして、やるべきではないのかという思いがあるのです。

そんなことをぜひ参考にさせていただいて、第4段階以下のところを少しでも下げることができないかというのを改めてもう一度伺います。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

当然、町の予算、御案内のとおり、平成26年度もたしか現段階では一般会計で93億円程度の予算を組んでいるわけですが、そこからそれぐらいのお金を捻出できな

いのか。当然、捻出するということはどこかを抑えなくてはならないということにもつながるわけでありますから、これは極めて難しい判断をしなくてはならないのだというふうに思っています。

それから、御理解いただきたいのは、私が目指しているのは、この連携システムを、村上院長先生の提案のもとやろうと決断したのは、最初私も単純に、私が首長に就任した当時は100人ぐらいの特養待ちと、こういうのがあったものですから、何とか特養を増やしたいなという思いをしていたのですけれども。それは、総量規制の関係もあってできなかった。村上院長先生からその問題提起をされたときに、実は先生、施設整備のことも考えているというお話をしたら、それはいちごっこでしょうと。要するに、施設ばかりつくっていったって、どんどんそこに送り込んでいけば、これはもう限りなく高齢化が進んでいくわけですから、それは際限ないことだというふうの問題提起も受けたわけであります。まさしくそのとおりでなというふうに思いまして、この連携システムを構築したい。ですから、今回はこういう形で提案をさせていただいています。

それから、先ほど来からのやり取りの中で、将来、この3年間以降のところでききますと、介護認定者はもっともっとふえるだろうと。では、イコール施設入所者もふえていくのかという、そういうことにしたくないという思いでこの施設の整備もしましたし、何とか在宅にもっていきたいということでもあります。

そうはいっても、それこそある程度余力のある方に見てみたら、これはちょっと乱暴な言い方かもしれませんが、やはり在宅で見るとするのは大変なことですから、施設に預ければ安心感も含めて。特に、私の親父のときには、これは病院の先生から言われました。お宅のおじいちゃんを自宅で見るというのは、これはとても難しいですよ。そのうち徘徊しましたから。ですから、これはや

はり施設でというお話をいただきまして、緑ヶ丘の当時病院にお世話になった。しかし、そこだっていつまでもということにはならず、次の施設探してくださいと。ところが、当時、認知症の患者さんを受け入れしてくれるような特養というような施設はありませんでした。探しました。道南のほうにしかありませんでした。今は、うちの特別養護老人ホームでも一定の施設整備もしながら受け入れできるという、こういうことにもなっているところでもあります。

ちなみに、ちょっとそれですけれども、施設介護の場合、お一人施設に入れば、この介護保険会計からどのぐらいお金が出るのかというと、私が首長に就任した当時は一人当たり800万円から900万円出るよというお話だったのですけれども、最近これ入所料の改定なんかもありまして、居宅料だとか、それから食事はどこにいてもお金がかかるからということで個人負担に移行したということもあって、今現在はおよそお一人当たり340万円ぐらいの介護保険会計から支出ということです。ですから、これが在宅になれば、これがもっと下がるということです。ですから、今私どもが取り組みをしているところがさらに充実をさせていけば、もちろん国にも金出せとは声を大きくして言うのですけれども、この介護保険料も勢いという言葉も変ですかね。最小限に抑えることも可能なのかなと。こんなふうに思っているわけでございます。

ですから、この向こう3年間のこの保険料でいくわけでありまして、さらには社会福祉協議会とも連携をしながらしっかりとこういったサービス充実、それから介護者の負担軽減に努めていく中で、今ある施設に入っている人数の方を一人でも二人でも縮めていって、できればこの介護保険料の中で、3年間の中でまた基金に積めるという状況を目指したいというのが私の思いであります。

繰り返しになりますけれども、田利議員か

ら4段階以降の保険料を軽減できないかという御意見でありますけれども、私の思いとしても何とかしてあげたいという思いはありますけれども。しかし、先ほど来から言っているとおり、何とかこの金額で御理解をお願いをしたいというのが私の立場だということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（榊原深雪君） 他に、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榊原深雪君） では次に、各論の第3章高齢者の尊厳を支えるまちの実現について。75ページです。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榊原深雪君） 第4章いきいきと社会参加ができるまちの実現について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榊原深雪君） 第5章住み慣れた地域で最後まで生活できるまちの実現について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榊原深雪君） 第6章計画推進体制と評価について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榊原深雪君） 全体を通して質疑はありませんか。

6番前田委員。

○6番（前田秀夫君） 全体でいいですか。

○委員長（榊原深雪君） はい、結構です。

○6番（前田秀夫君） それでは、簡潔に申し上げます。

たくさんの方から現状の訴えのお話がありまして。

私は一つ前後しますけれども、先般事前説明を受けているわけでありまして、グループホームの関係。9棟に対して20の動向であるという話の私の理解が違っていなければ、そこら辺のところ、入所可否の審査と

いうものはどこでどういう部署で判断していくのかなという思いが一つとしてあります。

それから、介護保険の4段階以下のお話は田利議員のほうからお話ありましたので、同じ考えでありますけれども。

要すれば、これは全体をとおしていえば、足寄町全体の財政執行の中で、国に先んじてのこの連携システムでありますから。少し言葉乱暴ですけども、丸のみする状況では、私は全町民に対していかなものかというふうに思う一面もあります。

もう一方では、先ほど、資料にもありますけれども、高齢者の就労センター等々におきまして、あるいは医療介護の現場で一定程度の労働生産を上げているのであります。

先ほど、担当課長は触れましたけれども、そういった高齢者を中心とした労働生産評価ということがありますので、でき得れば私もわかりませんが、思いとすれば、地域創生の施行の中にも足寄町として検討をしていただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

以上です。

○委員長（榊原深雪君） 答弁はいらないですか。

（発言する者あり）

○委員長（榊原深雪君） 地域創生の質疑の答弁をいただくのですか。

一問一答方式ですので、質問の趣旨をしっかりと捉えて質問していただかないと答弁のほうもやりづらいと思いますが。

6 番前田委員。

○6 番（前田秀夫君）

御答弁をもしいただければ、一問一答の関係でいきますと、全体資料の中で高齢者の労働生産というのが出ていると思います。就労センターも含めて。そういった観点から、びたっと合うのか私もわかりませんが、今福祉課サイドでもいろいろ考えているというふうに先ほど来、話がありましたから今石破さんがいっているような地域創生の中の一つに組み込むことは不可能なのかどうなの

か。現時点での考え方があれば、お聞きをしたいということでもあります。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） あすの全員協議会で国の考え方、あるいは現段階で私どもが考えていることもいろいろと意見交換をさせていただきたいなというふうに思っております。

一つだけ触れさせていただきますと、国の言い方としては実は何でもいいのです。何でもいいのだけれども、これまでのいろいろな計画とは違って目標数値を示せと、こういわれているのです。目標数値とは何をいつているのかというと、人口増につながる目標数値を示せと。これがやっかいな話ですね。正直言って。ですから、端的に今のところでいきますと、今足寄町にいる高齢者の方々の働く場をつくる。これも一つありだというふうに思っているのです。ただ、それがどう人口増につながるのかということとをちゃんと訴えていかなければいけないという中身ですから、可能は可能でしょうけれども、なかなかこれを押し上げるには相当の知恵も含めて文章の表現力も含めて難しい部分もあるかなというそんな思いをしております。

なお、具体的には、あすの全員協議会の中でさらに議論を含めさせていただきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（榊原深雪君） 他に、質疑はございませんか。

5 番高道委員。

○5 番（高道洋子君） このたび、いろいろな説明を受けまして、全てではないですが、だいぶ理解ができました。やはり手厚いサービスには負担がどうしても比例してかかるのだということも理解できましたが、問題は住民への周知徹底なのでありますが、どのように考えているのか、また最近では活字離れがあって回覧板だけでは皆さん隣の家へすぐ持って行ってしまうということで、なかなか

か見てもらえない世代の人もふえてきました。そういう中で、この冊子は多分配付されることはないと思いますけれども、ダイジェスト版でも。

3年前もこれをお聞きしましたときに、なかなか見てもらえないと。もし配ったとしてもという、当時の福祉課長の御答弁でしたけれども。今回はやはり800円上がるわけですから、そこら辺の徹底をどのようにするかお聞きします。

○委員長（榊原深雪君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） 答弁させていただきます。

私も今回の計画含めて、やはり高齢者の人にじかにわかってもらえるための工夫をしていこうということで、できるだけ大きなチームも含めて広報周知に取り組みやってまいりたいというふうに思っています。

そのほかに、高齢者福祉モニターさんとか、いろいろなボランティアの地域の人にも含めて、実際にお伝えできるような工夫をしていきたいなというふうに思っています。

それから、先ほど、資料的にも認知症ケアパスをつくって周知していくとか、あるいはこういった施設ですとかサービスがありますよというたくさんの一覧表ありましたけれども、こういった部分を冊子にしたパンフレットをもう一回つくって全戸配布していくんですとか。そういった広報活動、周知を図ってきたいなというふうに思っていますので、何とか回覧だけではなくて、個別世帯に配付できるような体制も考えていますし、またそれを見ていただいて読んであげるといいますか。読み聞かせする方法ですとか、そういったこともできる限り対応をしていきたいなというふうに思っています。

そういった意味では、総合支援相談室にいていただければ、こちらから出向いて説明をさせていただく。あるいは、少しでもグループというのですか。町内単位で集まっていたらいいのであれば、そういったところにも出向いて行って、じかに言葉で説明をさせ

ていただきたいなというふうに思っています。

そういった、どうしてもお年寄りが多いですから、紙媒体だけではなかなか難しいのかなというふうに思っています。老人クラブの総会ですとか、そういったところも利用させていただきながら今後周知を図っていききたいなと思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（榊原深雪君） 他に、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榊原深雪君） これで、質疑を終わります。

これから、自由討議を行います。

自由討議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榊原深雪君） これで、自由討議を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榊原深雪君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第1号第6期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度から平成29年度）についての件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○委員長（榊原深雪君） 7番を除いて、全員起立です。

お座りください。

起立多数です。

したがって、議案第1号第6期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度から平成29年度）についての件は、

原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○委員長（榊原深雪君） これで、本委員会に付託されました案件の審査は終了しましたので、これをもって閉会をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榊原深雪君） 異議なしと認め、本委員会を閉会します。

なお、委員会審査報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榊原深雪君） 異議なしと認め、正副委員長により作成します。

これをもちまして、第6期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時18分 閉会